

議案第 46 号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成 29 年多可町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の次に「、家族訪問看護療養費」を加え、同条第 19 号中「並びに同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 35 条第 4 項」を「同条第 4 項」に、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が 70 万円に満たないときは、70 万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「金額と」の次に「し、総所得金額に同法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額から 10 万円を控除して得た金額（当該金額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるもの」とを加え、同条第 20 号中「をいい、その額」を「（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第 2 項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、所得税法第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額」に改める。

第 3 条第 4 項を削る。

附則第3項中「平成34年」を「令和4年」に改め、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

## 多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 医療保険各法の給付 法及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>(19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「<u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの</u>」とあるのを「<u>婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの</u>」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「<u>妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの</u>」とあるのを「<u>婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの</u>」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 医療保険各法の給付 法及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(17)・(18) (略)</p> <p>(19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</u></p>

現 行	改 正
<p>改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第3号及び第4号までに規定する所得割の額を算定する場合には、第1項第3号及び第4号までに掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ</p>	<p>(20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

現 行	改 正
<p>中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を0として算定するものとする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (助成の特例)</p> <p>3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。）であつて、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者に対して、第4条第1項第1号の助成する医療費の範囲を次の第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。ただし、第3条第1項の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略) (助成の特例)</p> <p>3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。）であつて、平成29年7月1日から令和4年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下である者に対して、第4条第1項第1号の助成する医療費の範囲を次の第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。ただし、第3条第1項の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>